

議第28号

滋賀県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年2月14日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例

滋賀県子育て支援対策臨時特例基金条例（平成21年滋賀県条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「保育所、幼稚園等の計画的な整備その他」を削る。

付則第2項中「令和7年6月30日」を「令和12年6月30日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。